

# 議 事 録

第 3 回

東村農業委員会総会

令和2年3月26日

## 東村農業委員会総会議事録

1. 開催日時：令和2年3月26日(木) 午後1時30分～午後16時10分
2. 開催場所：東村役場 大会議室
3. 出席委員：農業委員（5人）

|        |         |          |         |
|--------|---------|----------|---------|
| 1番（会長） | 肥 後 豊 光 | 2番（委員）   | 渡 邊 勉   |
| 3番（委員） | 吉 元 博   | 5番（委員）   | 喜屋武 美恵子 |
| 6番（委員） | 比 嘉 昌 太 | 7番（職務代理） | 宮 城 善 則 |

### 農地利用最適化推進委員（3人）

|         |         |         |
|---------|---------|---------|
| 金 城 良 信 | 宮 城 哲 也 | 外 間 一 功 |
| 親 泊 康 博 | 奥 本 弘 幸 |         |

4. 欠席委員： 6番 比嘉 昌太 委員  
推進委員 金城良信 委員 奥本弘幸 委員
5. 議事録署名委員： 2番 渡邊 勉 7番 宮城 善則
6. 書 記：農業委員会事務局 久高将治
7. 議 案：議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長 それでは、ただいまより、令和2年第3回東村農業委員会総会を開催致します。

会議の出欠状況を報告致します。農業委員の出席者5名、欠席者0名です。よって、本日の会議は、会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

次に、会議規則第13条の規定により、本日の議事録署名委員に、2番渡邊委員と、7番宮城委員を指名致します。また、書記には、事務局の久高を指名致します。お手元に配布してありますように、本会議に提出されております案件は、議案第11号から議案第12号までの議案2件となっております。

(3条①)

議長 それでは、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字平良宇出那覇原地内の農地の売買による所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、譲受人の営農状況及び営農計画等から、必要な農作業に従事することが見込まれますので、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。御審議よろしくをお願いします。

(質疑なしの声あり)

議長 質疑なしとのことでありますのでお諮り致します。議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしとのことでありますので、議案第11号の整理番号3について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(3条②)

議長 次に、議案第11号、農地法第3条の規定による許可申請の整理番号4について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)

以上につきましては、字有銘石田原地内の農地の売買による所有権移転に係るもので、譲受人は農地法第3条第2項各号には該当せず、

提出された営農計画のとおり営農を行えば、許可要件を満たすものと判断いたしました。事務局といたしましては可という意見で提案します。  
御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請の整理番号 4 について、討論を省略し、審議結果を「可」と決することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことですので、議案第 11 号の整理番号 4 について、審議結果を「可」とすることに決定されました。

(5 条一転①②)

議 長 次に、議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 5 及び、整理番号 6 については、関連致しますので、一括して事務局から説明申し上げます。

事務局 議案書のとおり、読み上げて説明する。(内容省略)  
以上につきましては、字川田中上原地内の 2 ヶ所において、電源開発(株)が発注した鉄塔の撤去工事を行うための資材置き場及び、工事車両駐車場等の工事用地として一時的に使用し、工事完了後は農地へ復元を行うとの事であります。事務局といたしましては許可相当という意見で提案致します。  
御審議の程よろしくお願い致します。

議 長 以上、事務局より説明の通りであります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声あり)

議 長 質疑なしとのことですのでお諮り致します。議案第 12 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の整理番号 5 及び、整理番号 6 について、討論を省略し審議結果を「許可相当」とすることに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとのことでありますので、議案第 12 号の整理番号 5 及び、整理番号 6 について、審議結果を「許可相当」とすることに決定されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして第 3 回東村農業委員会総会を閉会致します。皆さんお疲れ様でした。